

「とびしま・ペアレンツ」会則

(名称)

第1条 本会は「とびしま・ペアレンツ」（以下、本会という）と称し、事務局を教育委員会内に置く。

(目的)

第2条 会員同士の親睦を図り、飛島村在住の子どもたちのためにより良い環境づくりに努めるとともに地域社会に貢献する。

(活動)

第3条 本会は、主に次の各号に掲げる内容を中心に活動する。

- (1) 定例会・総会の開催
- (2) 子どもたちの心豊かな人間性・社会性を育むため、地域の方とふれあえる各種イベント等の実施及び技術・技能の提供
- (3) 子どもたちの安心・安全な環境をつくるための地域協力
- (4) 飛島学園の教育活動への協力
- (5) 飛島学園のPTA活動への協力
- (6) その他、本会の目的に必要な活動

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。（任期は総会で協議する）

- (1) 会長 1名（会員が適任者と推薦した者）
- (2) 副会長 若干名（会長が選任）
- (3) 運営幹事 2名（会長が選任）
- (4) 会計幹事 1名（会長が選任）
- (5) その他役員 若干名（必要に応じ会長が選任）

(会員)

第5条 飛島学園の保護者または村内在住・在勤の成人とし、男女は不問とする。

- 2 会員の資格は、本会の趣旨に賛同し入会を希望する者とする。
- 3 退会は本人の自由意思で随時認める。

(禁止事項)

第6条 本会では、次の各号を禁止する。

- (1) 本会の目的を妨げるような発言や行動
- (2) 本会の活動で知り得た情報を許可なく第三者へ提供すること

(会費)

第7条 事業費は、原則として事業費捻出活動資金または本会として会合をした端数残額を当てるが、会費が必要となった場合は、協議の上会費を納入する。また、退会者へは既納の会費及びその他の拠出金品は返還しないことを原則とする。

(月例会及び総会)

第8条 原則として月に一度をめぐりに月例会を開催する。日時は、前回の月例会において出席者の総意でその都度決定する。総会は年1回開催し、会長が招集する。なお、必要な時は臨時総会を開催する。会員に出席の義務はなく、気持ちと都合に合わせて出席する。

(総会決議)

第9条 次にあげる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 年度ごとの活動報告及び活動計画
- (3) 役員を選任
- (4) その他本会の活動に関する重要事項

(会員心得)

第10条 本会を末永く継続するために、会員は次の事項を守ること。

- (1) 決して無理をせず、都合の良い時に参加すること
- (2) 常に温かい気持ちで参加し、周りの人を幸せにするような言動に心がけること
- (3) 子どもたちには愛情をもち、子どもの目線に立って接すること
- (4) 会員自身が楽しもうとする心をもつこと

附則

本会則は、平成22年7月10日より施行する。